



## 工場設立・操業許可

工場とは50馬力以上の機械の使用か又は51名以上の労働者を雇用し、作業する施設とされ、事業の種類と規模（使用馬力数・労働者数）によって以下の三つに種別されている。

1. 許可の必要がなく直ちに操業できる工場
2. 届出を要するのみで届出受領証明があれば操業できる工場
3. 許可/ライセンスの必要な工場

### ≪申請のための必要書類≫

4. 工場所在地の住居登録書（タビアンバーン）写し
5. 工場所在地の地図
6. 家主の住居登録書（タビアンバーン）IDカード写し及び家主で有ることを確認できる書類（土地売買証明書）
7. 家主の工場使用承諾書
8. 会社登記証明書・営業目的（ナンスーラブロン・ワトゥパソン）認証謄本原本6ヶ月以内のもの
9. 工場操業代表者の住居登録書（タビアンバーン）及びIDカード写し
10. 家主と会社の賃貸契約書
11. 工場のレイアウト（特に機械類の設置場所）
12. 工場所在地の以前のライセンス等（もし有れば）
13. 役所所定の申請書は弊社で準備

### ≪手順≫

1. 工業省地区担当官の現場検査
2. 工場設立認可発給（約30日間）
3. 操業の申告
4. 操業の認可

### ≪注意≫

外国人が事業を行うことには、局長より認可を得ること。また局長は認可を与えるに際して、外国人事業委員会の承認を得ること。

1. 家主：工場の敷地・建物の所有者
2. 会社：工場を操業する法人
3. 工場操業代表者：工場を操業する法人のサイン権者